



宮 崎 県 公 報

平成30年10月1日(月曜日)号外 第35号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	○指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則…………… (長寿介護課) 40
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… (福祉保健課) 1		

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第58号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和57年宮崎県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(備付書類) 第2条 [略] 2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。 (1)～(5) [略] (6) <u>医療券・調剤券交付処理簿(別記様式第9号)</u> (7) [略] (生活保護申請書等) 第3条 [略] 2 省令第1条第5項に規定する申請書は、葬祭扶助申請書 <u>(別記様式第12号)</u> によるものとする。	(備付書類) 第2条 [略] 2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。 (1)～(5) [略] (6) <u>医療券交付処理簿(別記様式第9号)</u> (7) [略] (生活保護申請書等) 第3条 [略] 2 省令第1条第5項に規定する申請書は、葬祭扶助申請書 <u>(別記様式第11号)</u> によるものとする。 3 第1項の申請書には、次に掲げる書類のうち、福祉事務所長が必要と認めるものを添付しなければならない。 (1) <u>給与証明書(別記様式第12号)</u> (2) <u>住宅補修計画書(別記様式第13号)</u> (3) <u>生業計画書(別記様式第14号)</u> (生活保護決定通知書等)
第4条 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、 <u>保護開始決定通知書(別記様式第15号)</u> 、 <u>保護変更決定通知書(別記様式第15号の2)</u> 、 <u>保護停止決定通知書(別記様式第15号の3)</u> 、 <u>保護廃止決定通知書(別記様式第15号の4)</u> 又は保護申請却下決定通知書(別記様式第16号)によるものとする。 (急迫保護等の通知) 第5条 福祉事務所長は、法第19条第2項の規定により保護を実施したときは、第2条第1項第1号から第3号まで及び前条に規定する書類の写しを添えて、速やかにその旨を当該被保護者の居住地を所管する福祉事務所(社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)の長に通	第4条 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、 <u>保護(変更)決定通知書(別記様式第15号)</u> 、 <u>保護停止(廃止)決定通知書(別記様式第15号の2)</u> 又は保護申請却下決定通知書(別記様式第16号)によるものとする。 (急迫保護等の通知) 第5条 福祉事務所長は、法第19条第2項の規定により保護を実施したときは、第2条第1項第1号から第3号まで及び前条に規定する書類の写しを添えて、速やかにその旨を当該被保護者の居住地を所管する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)の長に通知し

知しなければならない。

2 [略]

(指導指示書)

第6条 福祉事務所長は、法第27条第1項の規定により指導及び指示を書面で行うときは、指導指示書 (別記様式第18号) によるものとする。

(就労自立給付金申請書)

第19条 省令第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書 (別記様式第40号) によるものとする。

(就労自立給付金決定調書)

第20条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を決定するときは、就労自立給付金決定調書 (別紙様式第41号) によるものとする。

(就労自立給付金決定通知書)

第21条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書 (別記様式第42号) により通知するものとする。

(聴聞の通知)

第22条 法第62条第4項の規定による通知は、聴聞通知書 (別記様式第45号) によるものとする。

(費用の返還)

第23条 福祉事務所長は、法第63条の規定により費用の返還を命ずるときは、費用返還命令書 (別記様式第46号) によるものとする。

(費用等の徴収)

第24条 福祉事務所長は、法第77条第1項の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書 (別記様式第47号)、法第78条の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書 (別記様式第48号) によるものとする。

(徴収金等支払申出書)

第25条 省令第22条の3に規定する申出書は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (別記様式第49号) によるものとする。

なければならない。

2 [略]

(指導及び指示)

第6条 福祉事務所長は、法第27条第1項の規定により指導及び指示を書面で行うときは、生活保護法第27条による指導指示について (別記様式第18号) によるものとする。

(就労自立給付金支給申請書)

第19条 省令第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金支給申請書 (別記様式第40号) によるものとする。

(就労自立給付金支給等の決定調書)

第20条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給又は不支給を決定するときは、就労自立給付金支給(不支給)決定調書 (別紙様式第41号) によるものとする。

(就労自立給付金支給等の決定通知書)

第21条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給又は不支給を決定したときは、就労自立給付金支給(不支給)決定通知書 (別記様式第42号) により通知するものとする。

(進学準備給付金支給申請書)

第22条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金支給申請書 (別記様式第43号) によるものとする。

(進学準備給付金支給等の決定調書)

第23条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学準備給付金支給(不支給)決定調書 (別記様式第44号) によるものとする。

(進学準備給付金支給等の決定通知書)

第24条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、進学準備給付金支給(不支給)決定通知書 (別記様式第45号) により通知するものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第25条 法第62条第4項の規定による通知は、生活保護法第62条による弁明の機会の付与について (別記様式第46号) によるものとする。

(費用の返還)

第26条 福祉事務所長は、法第63条の規定により費用の返還を命ずるときは、費用返還命令書 (別記様式第47号) によるものとする。

(費用等の徴収)

第27条 福祉事務所長は、法第77条第1項の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書 (別記様式第48号)、法第77条の2の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書 (別記様式第49号)、法第78条の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書 (別記様式第50号) によるものとする。

(徴収金等支払申出書)

第28条 省令第22条の4第1項に規定する申出書は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (生活保護法第77条の2に基づく徴収金の場合) (別記様式第51号) 又は生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (生活保護法第78条第1項又は第3項に基づく徴収金の場合) (別記様式第52号) によるものとする。

別記様式第2号から別記様式第5号までを次のように改める。

様式第 4 号 (第 2 条関係)

保護金品支給台帳

地区
ケース番号支給年月日 自
至

世帯主氏名

住所

支給年月	支給年月日	定例追給区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	合 計	備 考

様式第 5 号 (第 2 条関係)

(表 面)

相 談 記 録 票

		面 接 場 所 等				
		事 務 所 ・ 居 宅 ・ 電 話				
		病 院 ・ そ の 他 _____				
面 接 日 時		面 接 員 1				
受 付 番 号		面 接 員 2				
要 保 護 者 住 所						
	氏 名		電 話 番 号			
来 訪 者 住 所						
	氏 名		電 話 番 号			
世 帯 構 成	続 柄	氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢	備 考
相 談 回 数	初 回 : () 回 目 (前 回 相 談 日 : 年 月 日)					
保 護 歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 前 回 廃 止 時 か ら の 期 間 : (前 回 廃 止 年 月 :)					
急 迫 状 態 の 判 断	預 貯 金 ・ 現 金 等 の 保 有 状 況					
	ラ イ フ ラ イ ン の 停 止 ・ 滞 納 状 況					
	国 民 健 康 保 険 等 の 滞 納 状 況					
相 談 理 由						

面 接 内 容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(裏 面)

他 法	年金 (加入・受給中)					
	区 分					
	月 額	円	円	円	円	円
	区 分					
	月 額	円	円	円	円	円
	手当 (手続・受給中)					
	種 類					
	月 額	円	円	円	円	円
	種 類					
	月 額	円	円	円	円	円
医療保険 国 保 ・ 後期高齢 ・ 社会保険 ・ その他 ()						
介護保険 ・ その他 ()						
住 居	自家・借家・借間・同居・借地・他			家賃・間代	円	地代 円
資						
産						
負						
債						
扶 養 義 務 者	氏 名		住 所			電 話 番 号
制度の説明 実施 (保護のしおり等 : 配布 ・ 未配布) ・ 未実施						
供覧・決裁						
面 接 の 結 果	<input type="checkbox"/> 申請書受理 <input type="checkbox"/> 相談のみ (<input type="checkbox"/> 収入多 <input type="checkbox"/> 他法 <input type="checkbox"/> 後日再相談) <input type="checkbox"/> 医療機関へ連絡 <input type="checkbox"/> その他					
	・ 交付書類 <input type="checkbox"/> 保護申請書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 資産申告書 <input type="checkbox"/> 収入申告書 <input type="checkbox"/> 扶養義務者申立書 <input type="checkbox"/> 検診命令書 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 家賃証明書 <input type="checkbox"/> その他					
	申請意思 有 ・ 無					
面 接 員 の 所 見						
	・ 緊急処理の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

別記様式第 7 号から別記様式第 15 号の 2 までを次のように改める。

様式第 7 号（第 2 条関係）

ケース番号登録簿

頁

ケース 番 号	氏 名	住 所	開始、停廃止、却下の別 及 び 年 月 日

様式第 8 号 (第 2 条関係)

ケ ー ス 番 号 索 引 簿

頁

氏 名	ケ-ス番号	法 律			停 廢 止 及 び 却 下 の 別	

様式第9号（第2条関係）
 医療券交付処理簿

受給者番号	交付年月日	診療月	ケース番号	受療者氏名	居住町村名	受療機関名	診療別	単独併用	単給併給	有効期間	本人支払額	交付方法	交付職員印	受領印	備考
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					
			-							-					

介護券交付処理簿

様式第9号の2 (第2条関係)

受給者交 付受給月 日	受給者 氏名	世帯 番号	受給 員 番号	住 所	介 護 機 関 コ ー ド	機 関 名 称	サ ー ビ ス 種 類	単 供 期 間	有 効 期 間	本 支 払 額	交 換 職 員 印	付 備 考
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			
			-						-			

様式第10号 (第3条関係)
町村受付印

福祉事務所
受付印

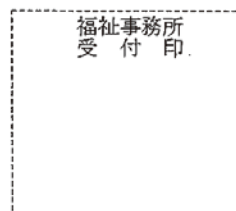
生活保護申請書

現在住んでいるところ						電話番号 現在のところに住み始めた時期 年 月 日				
家 族 の 状 況	氏	名	個 人 番 号	続 柄	性別	年齢	生 年 月 日	学 歴	職 業	健 康 状 態
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
家族のうち別なところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ		氏 名	続 柄	性別	年齢	住 所				
資産の状況 (別添 1)			収入の状況 (別添 2)			関係先照会への同意 (別添 3)				
援 助 を し て く れ 状 況	世帯主又は家族との関係	氏 名	住 所			今まで受けた援助及び将来の見込				
保護を申請する理由 (具体的に記入してください。)										
----- ----- -----										
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者 住所										
西臼杵支庁長 福祉子どもセンター所長 殿 福祉事務所長		氏名			印			保護を受けようとする者との関係 ()		

(記入上の注意)

- 1 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- 2 変更申請の場合は、変更に係る事項を記入し、別添の書類の提出については、福祉事務所の長 (西臼杵支庁長、福祉子どもセンター所長又は福祉事務所長) の指示に従ってください。
- 3 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(表 面)



(別添1)

資 産 申 告 書

西白杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

年 月 日

住 所

氏 名

印

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地		延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	有・無					有・無
	(2) 田					有・無
	有・無					有・無
	(3) 畑					有・無
	有・無					有・無
(4) 山 林					有・無	
有・無					有・無	
(5) その他					有・無	
有・無					有・無	
建 物	(1) 持 家 居 借家・貸間 住 用 <small>(いずれかを ○で囲んで ください。)</small>		延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
					(家賃 円)	有・無
	有・無				(賃料 円)	有・無
(2) その他					(賃料 円)	有・無
有・無						有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無					円
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額	
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額		

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏 面)

3 保険

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
その他の保険	有・無			

4 その他の資産

自 動 車 (自動二輪を含む)	有・無	使用状況 使 用 未 使 用	所 有 者 氏 名	車 種	排 気 量	年 式
貴 金 属	有・無	品 名				
そ の 他 高 価 な も の	有・無					

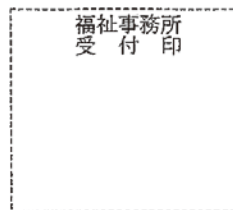
5 負債 (借金)

	金 額	借 入 先
有 ・ 無	円	

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする方 (又は受けている方) が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、その全てを記入してください。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(表 面)



(別添 2)

収 入 申 告 書

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

年 月 日

住 所

氏 名

印

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	当 月 分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				()月分	()月分	()月分
		収 入				
		必要経費①				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費②				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費③				
		就 労 日 数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金・厚生年金・恩給・児童手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金 その他 ()	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入 (前3か月間の合計を記入してください。)

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
現物による収入	米 ・ 野 菜 ・ 魚 介 (もらったものを○で囲んでください。)		

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏 面)

4 その他の収入 (前 3 か月間の合計を記入してください。)

		内 容	収 入
有	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
無	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入 (上記 1～4 に記入したものを除く。)

		内 容	収入見込額
有			円
無			

6 働いて得た収入がない者 (義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由
	(1) 病気 (2) 老齢 (3) 身体の障害 (4) 失業 (5) 育児 (6) その他 ()
	(1) 病気 (2) 老齢 (3) 身体の障害 (4) 失業 (5) 育児 (6) その他 ()
	(1) 病気 (2) 老齢 (3) 身体の障害 (4) 失業 (5) 育児 (6) その他 ()
	(1) 病気 (2) 老齢 (3) 身体の障害 (4) 失業 (5) 育児 (6) その他 ()

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする方 (又は受けている方) が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (3) 農業収入については、前 1 年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (5) 2～5 の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの (例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等) は、この申告書に必ず添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添 3)

同 意 書

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は費用等の徴収の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴（西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所）が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴（西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所）の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所

氏 名

①

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

様式第11号 (第3条関係)

町村受付印

福祉事務所
受付印

葬 祭 扶 助 申 請 書

年 月 日

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

申請者 住 所
氏 名 ㊟

次のとおり生活保護法による葬祭扶助を申請します。

死 者	氏 名	年 月 日生	葬祭を行う 者との関係	
	死 亡 年月日	年 月 日	死亡時の住 所又は居所	
葬祭予定日		年 月 日		
葬 祭 費		遺 留 金 額	差 引 不 足 額	
円		円	円	
備考 (葬祭費、遺留金額の内訳その他必要な事項を具体的に記入してください。)				

福祉事務所
受 付 印

様式第12号 (第3条関係)

給 与 証 明 書

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長 殿
福祉事務所長

年 月 日

住 所

事業所 (雇主)

印

次のとおり証明します。

氏 名		(歳)	職 務 内 容 及 び		
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日給 (日分)	円		健 康 保 険 料	円
	家 族 手 当	円		厚 生 年 金 保 険 料	円
	地 域 手 当	円		失 業 保 険 料	円
	手 当	円			
	小 計 (イ)	円		小 計 (ロ)	円
	差 引 支 給 額 (イ) - (ロ)			摘 要	
前 2 か 月 の 手 取 額	円 月分				
	円 月分				
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますので御注意ください。					

※ 年 月 日までに提出してください。

様式第13号（第3条関係）

福祉事務所
受 付 印

住 宅 補 修 計 画 書

年 月 日

申請者 氏 名	
------------	--

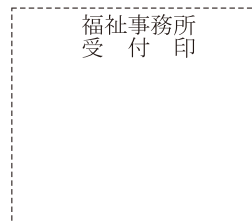
現場の規 模 構 造	
---------------	--

補修を必要とする状況	1 破損の状況 2 修理の規模
------------	----------------------------

補修のために必要とする費用の内訳	品 名	規 模	単価×数量＝金額			備 考
			単 価	数 量	金 額	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	

見積者	見 積 年 月 日	年 月 日
	住 所	
	氏 名	印

様式第14号 (第3条関係)



生 業 計 画 書

年 月 日

申請者 氏 名	
------------	--

1 生業計画の内容 (誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか)
2 生業に必要なものの品と金額
3 生業の見通し (1) 収入をあげ得る時期 (2) 収入見込額 (3) 収入をあげるために必要な材料代その他の費用 (4) 利益 ((2) から (3) を減じた額)

様式第15号 (第4条関係)

住所
氏名 様

第 号
年 月 日

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長
福祉事務所長

保護 (変更) 決定通知書

(年 月 日付で申請された) 生活保護法による保護を、次のとおり開始 (変更) したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	合計	本人支払額
月分支給・追給額							
月分支給・追給額							
月分以降支給額							

一時扶助の内訳 (再掲)

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

施設事務費

支 払 先 一 覧

円 ()

円 ()

円 ()

円 ()

円 ()

介護扶助自己負担月額

円

円

円

医療扶助自己負担月額

円

2 保護の開始 (変更) の時期

年 月 日

3 開始 (変更) の理由

4 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日) の翌日から起算して50日 (50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日) を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 保護費の支払は、毎月5日 (当日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合を除く。) です。

様式第15号の2 (第4条関係)

年 月 日

住所

氏名

様

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長
福祉事務所長

保護停止 (廃止) 決定通知書

年 月 日付第 号により、決定通知した生活保護法による
保護を次のとおり停止 (廃止) したので通知します。

1 停止 (廃止) した保護の種類 生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・
その他

2 停止する期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(廃止する時期 年 月 日)

3 停止 (廃止) の理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日) の翌日から起算して50日 (50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日) を経過しても裁決がないとき。
 - 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第15号の3及び別記様式第15号の4を削る。

別記様式第18号を次のように改める。

様式第 18 号（第 6 条関係）

年 月 日

住所
氏名 様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第 27 条による指導指示について

あなた又はあなたの世帯に対し生活保護法による保護を実施する上において、生活保護の要件を確保し又は自立の助長を図るため、次の事項を実施していただきたく、生活保護法第 27 条第 1 項の規定により下記のとおり指示します。

なお、この指示に対し正当な理由がなく従っていただけない場合は、あなた又はあなたの世帯に対する保護の変更、停止又は廃止の措置が執られることがあります。

記

1 指示事項

2 履行期限 年 月 日

※ この指導指示について、あなたが行った結果（できない場合はその理由）を別紙指導指示に対する報告書により提出してください。

なお、本指導・指示文書について内容がわからないときはお問い合わせください。

また、期日までに報告できない理由があるときは、事前にご連絡ください。

（参考）

生活保護法第 27 条

- 1 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。
- 2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

生活保護法第 62 条

- 1 被保護者は、保護の実施機関が、第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
- 2 保護施設を利用する被保護者は、第 46 条の規定により定められたその保護施設の管理規定に従わなければならない。
- 3 保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。
- 4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。
- 5 第 3 項の規定による処分については、行政手続法第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、通用しない。

(別紙)

指 導 指 示 に 対 す る 報 告 書

年 月 日

西臼杵支庁長

福祉子どもセンター所長 殿

福祉事務所長

住 所

氏 名

印

年 月 日付で指導指示のありました事項について、その結果を下記
のとおり報告します。

記

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

別記様式第24号及び別記様式第25号を次のように改める。

様式第 24 号（第 9 条関係）

年 月 日

住所
氏名 様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当（西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所）において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

回答期限年月日 年 月 日

記

調査対象者 住 所
前住所
前々住所

氏 名 カ ナ 旧 姓 性別 生年月日
年 月 日

調査事項

（参考）生活保護法

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 （略）

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 （略）

2～10 （略）

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

（参考 2）生活保護法施行令

第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第 25 号 (第 10 条関係)

年 月 日

住所
氏名 様西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長
福祉事務所長

扶 養 照 会 書

次の方は生活困窮のため、当（西臼杵支庁・福祉子どもセンター・福祉事務所）において、生活保護法による保護を申請（受給）中です。

生活保護法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされておりま。

つきましては、保護の決定又は実施のために必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書によりご回答ください。

1 生活保護対象者

住 所			
氏 名 (甲)		続 柄	あなたの

2 回答期限 年 月 日まで

3 回答先 住 所

電 話 担 当
内 線： ()-----
参考 (条文抜粋)

生活保護法第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 [略]

民法第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 [略]

(別紙)

扶 養 届 書

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

住所

氏名

印

先に照会のあった甲に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号 - -)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由:)
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	①金銭により毎月 (年) ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ・ _____円を送付します。 ②物品により毎月 (年) を _____程度送付します。 ③氏名 _____を引き取ります。 ④その他 _____

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況						
氏 名	続柄	生 年 月 日	職 業	勤 務 先	平均月収額	
	本人					円
上記のうち甲についての ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)						
(2) 資産の状況	有・無	①家屋 m ² (坪)	②宅 地 m ² (坪)	③田畑 m ² (坪)	④山林等 m ² (坪)	
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月 (年) 額	返済の終了予定		
		住宅ローン	円			
		その他 ()				
(4) 健康保険等の加入状況	①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 () ④その他 ()					
上記で①以外に加入している場合甲については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり						

(記入上の注意)

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

別記様式第26号を次のように改める。

様式第 26 号 (第 11 条関係)

生活保護費支給明細書

支給分
作成

ケース 番号	氏 名	債権者番号	支給合計	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	生業扶助	期末一時扶助	紙おむつ	移送費(生)	移送費(医)	住宅一時扶助	その他一時扶助	受 領 印
小 計														
合 計														

別記様式第40号中「就労自立給付金申請書」を「就労自立給付金支給申請書」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第41号を次のように改める。

様式第41号（第20条関係）

就 労 自 立 給 付 金 支 給 （ 不 支 給 ） 決 定 調 書											
地 区 名	就 労 自 立 番 号	ケ ー ス 番 号	世 帯 主 名			支 払 方 法	決 定 内 容	決 定 年 月 日			
決 裁	起 案 年 月 日			決 裁 年 月 日			発 送 年 月 日				
就 労 自 立 給 付 金 支 給 （ 不 支 給 ） 決 定 伺 調 書 の と お り 決 定 し て よ ろ し い か 。 な お 、 決 裁 の 上 は 例 文 に よ り 通 知 し て よ ろ し い か 。											
決 定 理 由											
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄											
NO	名 前	取 入 認 定 開 始 月	算 定 対 象 月 取 入 充 当 額 積 立 額		算 定 対 象 月 取 入 充 当 額 積 立 額		算 定 対 象 月 取 入 充 当 額 積 立 額		算 定 対 象 月 取 入 充 当 額 積 立 額		積 立 合 計 額
			率	率	率	率	率	率			
※ 積立額は1円未満の端数を切り捨てた金額となります。 積立合計額は各算定対象月の積立額を合算し、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。											
積 立 総 額											
世 帯 構 成											
上 限 額											
下 限 額											
支 給 額											

別記様式第42号中「就労自立給付金決定通知書」を「就労自立給付金支給（不支給）決定通知書」に、「就労自立給付金について」を「就労自立給付金の支給について」に、「3 支給を決定した理由」を「3 不支給の場合、その理由」に改める。

別記様式第43号から別記様式第48号までを次のように改める。

様式第43号（第22条関係）

年 月 日

進学準備給付金支給申請書

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)

氏名 印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学先
学 校 名 _____
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
 居住（予定）地 _____
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、次のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記(1)～(3)の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 （該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預 金 種 類 普通預金 当座預金
 （該当する□にチェックを入れてください。）

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 （右につめてご記載ください。）

（カナ）
 口座名義人 _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第44号 (第23条関係)

進学準備給付金支給 (不支給) 決定調書							
地 区 名	進学給付番号	世帯員番号	世 帯 主 氏 名	対 象 者 氏 名	決 定 内 容	決 定 年 月 日	
決 裁					起 案 年 月 日	決 裁 年 月 日	発 送 年 月 日
進学準備給付金支給 (不支給) 決定何 調書のとおり決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄							
支給額 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">円</div> (進学先) (進学後の居住先)							
不 支 給 の 理 由							
進 学 準 備 給 付 金 を 支 給 す る 場 合 、 支 給 日 及 び 支 給 方 法							

△

様式第 45 号 (第 24 条関係)

年 月 日

住所
氏名

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

進学準備給付金支給 (不支給) 決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この決定通知書が申請書受理後 14 日を経過した理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日) の翌日から起算して 50 日 (50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日) を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第46号（第25条関係）

年 月 日

住所
氏名 様西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第62条による弁明の機会の付与について

あなた又はあなたの世帯に対して 年 月 日付け により生活保護法第27条第1項（第62条第1項前段）の規定による指導・指示を行いました。期日までに履行されていません。この指示に従わない場合は同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をすることがあります。

つきましては、あなた又はあなたの世帯が指示に従わないことについて、同法第62条第4項の規定により、下記のとおり弁明の機会を設けますので、必ず出席されるよう通知します。

なお、正当な理由なく欠席したときは、弁明の機会を放棄したとみなします。

当日やむを得ず出席できない理由があるときは、当（西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所）へ事前に連絡の上、指示を受けてください。

記

1 日 時 年 月 日

2 場 所

※弁明の根拠となる書類、その他の証拠がありましたら当日持参してください。

(参考)

生活保護法第27条

- 1 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。
- 2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。
- 3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

生活保護法第62条

- 1 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
- 2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。
- 3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。
- 4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。
- 5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

様式第47号 (第26条関係)

費 用 返 還 命 令 書

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第63条の規定により、下記のとおり費用の返還を命じます。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還すべき理由
- 3 納入方法・納入期限

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日) の翌日から起算して50日 (50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日) を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第48号（第27条関係）

費用徴収決定通知書

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第77条第1項の規定により、あなたの に当たる に
対して支弁した生活保護費について、下記のとおり費用を徴収することを決定したので納
入してください。

記

- 1 費用徴収金額 円
- 2 費用徴収理由
- 3 納入方法・納入期限

（教示）

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第49号中「（第25条関係）」を「（第28条関係）」に、「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項又は第3項に基づく徴収金の場合）」に、「生活保護法第78条第1項」を「生活保護法第78条」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式を別記様式第52号とし、同様式の前に次の3様式を加える。

様式第49号（第27条関係）

費用徴収決定通知書

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第77条の2第1項の規定により、あなたがこれまでに受けた生活保護費について、下記のとおり費用を徴収することを決定したので納入してください。

記

- 1 費用徴収金額 円
- 2 費用徴収理由
- 3 納入方法・納入期限

（教示）

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第50号（第27条関係）

費 用 徴 収 決 定 通 知 書

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第78条第1項の規定により、あなたがこれまでに受けた（
に受けさせた）生活保護費について下記のとおり費用を徴収することを決定したので納
入するよう命じます。

記

- 1 費用徴収金額 円
- 2 費用徴収理由
- 3 納入方法・納入期限

（教示）

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 51 号 (第 28 条関係)

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第 77 条の 2 に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等 (保護費 (金銭給付されるものに限る。) 及び就労自立給付金をいう。) より、
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による
法第 77 条の 2 に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の生活保護法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第59号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年宮崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 添付書類として、誓約書、役員等名簿、介護支援専門員一覧（該当するサービスに限る）、<u>宮崎県収入証紙</u>が必要です。</p> <p>5 [略]</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">変更があった事項</th> <th>変更の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5 定款・寄附行為及びその登記事項証明書、<u>条例等</u>（当該事業に関するものに限る。）</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>17 [略]</td> </tr> <tr> <td>18 役員の氏名、生年月日及び住所</td> </tr> <tr> <td>19・20 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	変更があった事項	変更の内容	[略]	[略]	5 定款・寄附行為及びその登記事項証明書、 <u>条例等</u> （当該事業に関するものに限る。）	[略]	[略]	17 [略]	18 役員の氏名、生年月日及び住所	19・20 [略]	[略]		<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 添付書類として、誓約書、介護支援専門員一覧（該当するサービスに限る）<u>及び宮崎県収入証紙</u>が必要です。</p> <p>5 [略]</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">変更があった事項</th> <th>変更の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）<u>）</u></td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>17 [略]</td> </tr> <tr> <td>18・19 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	変更があった事項	変更の内容	[略]	[略]	5 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。） <u>）</u>	[略]	[略]	17 [略]	18・19 [略]	[略]
変更があった事項	変更の内容																						
[略]	[略]																						
5 定款・寄附行為及びその登記事項証明書、 <u>条例等</u> （当該事業に関するものに限る。）	[略]																						
[略]																							
17 [略]																							
18 役員の氏名、生年月日及び住所																							
19・20 [略]																							
[略]																							
変更があった事項	変更の内容																						
[略]	[略]																						
5 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。） <u>）</u>	[略]																						
[略]																							
17 [略]																							
18・19 [略]																							
[略]																							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。